

## その他の改正点

### ① 平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ、住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

#### ●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

|             |                                     |        |
|-------------|-------------------------------------|--------|
| 平成17年度<br>↓ | 合計所得金額125万円以下の方                     | 非課税    |
| 平成18年度<br>↓ | 老年者非課税措置の廃止<br>経過措置第一段階として税額の2/3を減額 | 課税は1/3 |
| 平成19年度<br>↓ | 経過措置第二段階として<br>税額の1/3を減額            | 課税は2/3 |
| 平成20年度～     | 経過措置の廃止                             | 全額負担   |

※平成18年度、平成19年度の経過措置の該当は前年の合計所得が125万円以下の方です。

### ② 住民税の地震保険料控除が創設されました。

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

#### ●損害保険料控除(住民税・平成19年度課税分まで 所得税・平成18年分まで)

| 控除内容  | 控除限度額<br>(住民税) | 控除限度額<br>(所得税) |
|---|----------------|----------------|
| 長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)        | 10,000円        | 15,000円        |
| 短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)                | 2,000円         | 3,000円         |
| 長期損害保険と短期損害保険がある場合<br>長期損害保険料と短期損害保険料控除額の合計 | 10,000円        | 15,000円        |



#### ●地震保険料控除(住民税・平成20年度課税分から 所得税・平成19年分から)

| 控除内容  | 控除限度額<br>(住民税)     | 控除限度額<br>(所得税)     |
|---|--------------------|--------------------|
| 地震保険料契約に関する保険料<br>〔経過措置〕平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については<br>従前の損害保険料控除が適用されます。 | 25,000円<br>10,000円 | 50,000円<br>15,000円 |
| 地震保険料と長期損害保険がある場合<br>地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計                                   | 25,000円            | 50,000円            |

※住民税の地震保険料控除は、所得税の地震保険料控除の1/2です。

詳しくは、市役所税務課課税管理班 ☎82-4111(内線126・127)まで